

徳島県選挙管理委員会規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第三号）第十七条た
だし書の規定により、令和八年徳島県選挙管理委員会告示第九号を、令和八年一月二十七
日午前八時三十分に、徳島県庁正門前の掲示場に次のとおり掲示して公告した。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

徳島県選挙管理委員会告示第九号

徳島県公職選挙運動等管理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第一号）第五十
六条第一項の規定により令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選
挙公報の掲載文の掲載の順序を決定するためのくじを行う日時及び場所を次のとおり告示
する。

令和八年一月二十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

一 日 時 令和八年一月二十八日 午後六時
二 場 所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室